

秦野市ごみ処理基本計画の進捗について

1 計画における課題について

(1) 焼却体制

本市のごみ排出量は、はだのクリーンセンターの本市分の年間処理能力（33,600 t）を上回る状況にあります。

また、現在のごみの焼却体制は、はだのクリーンセンター（200 t／日）と伊勢原清掃工場90 t／日焼却施設の2施設体制で行っていますが、伊勢原清掃工場90 t／日焼却施設は稼働から30年が経過し、老朽化が進んでいることから稼働を停止して、早急にはだのクリーンセンター1施設で安定的に処理できる量までごみ排出量を減らす必要があります。

(2) 家庭ごみの有料化の検討

平成37年度末までに、はだのクリーンセンター1施設体制での焼却に移行するため、さまざまな減量・資源化施策を継続、強化するとともに、草類等の新たな資源化施策を実施します。それでも、焼却対象量が計画の中間目標年度である平成33年度までに計画どおりに進まない場合には、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制をより一層推進していく観点から、家庭ごみの有料化の導入に向けた検討を進めます。

2 ごみ処理基本計画改定に係る答申内容について（平成29年2月21日）

(1) ごみの焼却体制については、さらなる分別の徹底、草類等の新たな資源化施策を実施し、はだのクリーンセンター1施設で安定的に処理できるよう、ごみ排出量の削減に取り組むこと。

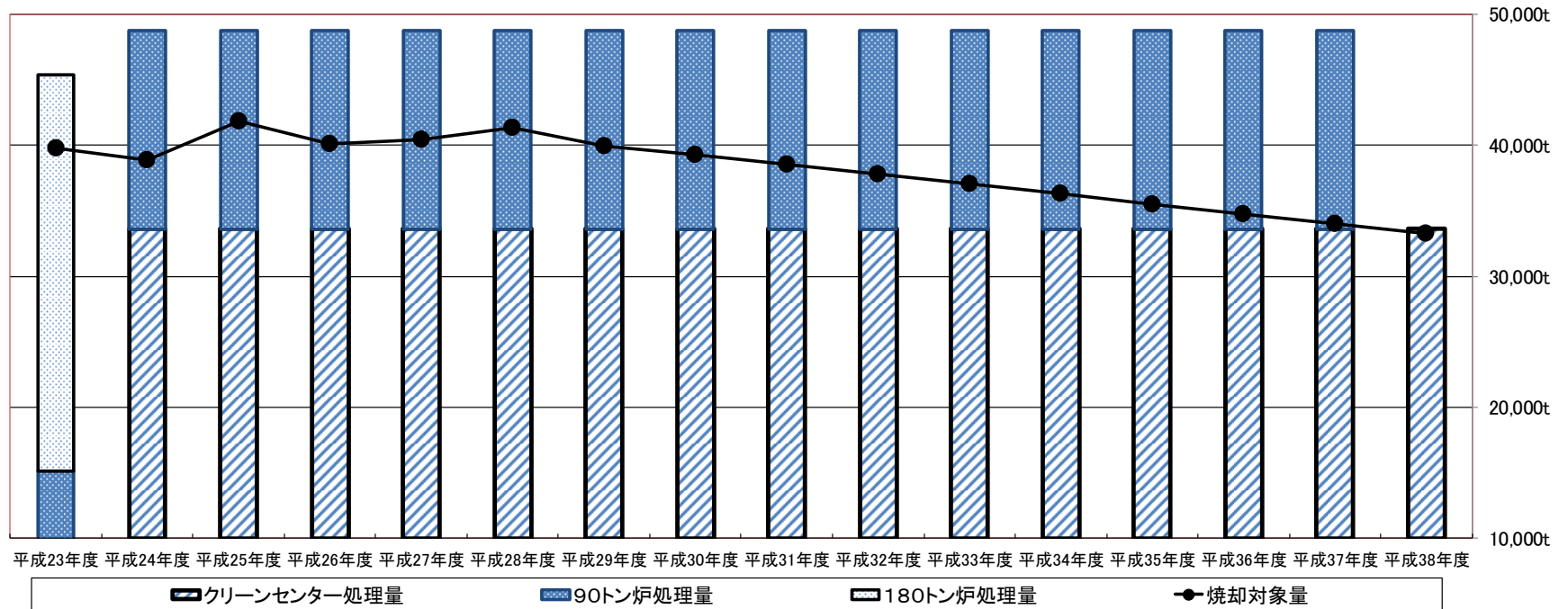
(2) 家庭ごみの有料化の検討については、中間目標年度までのごみの排出量が重要となるため、平時から計画の推計値と実績の達成状況等を広く市民に周知すること。

また、具体的な手法の検討に当たっては、収集方法や料金設定をはじめ、市民サービスの向上に向けた施策を導入する等、市民からの意見を取り入れた制度となるよう取り組むこと。

(3) 大規模災害を想定し、秦野市災害廃棄物等処理計画にある災害廃棄物の仮置場、処理体制、最終処分体制等を見直し、災害からの早期の復旧・復興のため、適正かつ迅速な処理体制の構築に取り組むこと。

本市のごみの現状

焼却対象量の実績値と推計値



	実績						推計									
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
焼却対象量	39,812t	38,835t	41,853t	40,072t	40,405t	41,306t	39,982t	39,264t	38,550t	37,838t	37,062t	36,294t	35,528t	34,774t	34,017t	33,249t
クリーンセンター処理量		33,600t	33,600t	33,600t	33,600t	33,600t	33,600t	33,600t	33,600t	33,600t	33,600t	33,600t	33,600t	33,600t	33,600t	33,600t
90トン炉処理量	15,120t	15,120t	15,120t	15,120t	15,120t	15,120t	15,120t	15,120t	15,120t	15,120t	15,120t	15,120t	15,120t	15,120t	15,120t	15,120t
180トン炉処理量	30,240t															

3 焼却対象量の実績と推計値

(単位：t)

	H26	H27	H28	・ ・	H33	・ ・	H38
焼却対象量	40,072	40,405	41,306	・ ・	37,062	・ ・	33,249

4 草類の資源化について

ごみ処理基本計画の中で、公共施設の維持管理等で出る草類の資源化を開始し、今後、その結果を検証した上で、家庭から出る草類についても段階的に資源化を実施することとしています。

そこで、平成29年6月から8月において、一部自治会の協力のもと試行的に草類の分別収集を実施しました。

また、9月から10月については、直営で収集している地区（本町地区、東地区、北地区）において、収集時に可燃ごみと草類を別々に回収しています。

これらの試行をもとに、平成30年度から本町地区、東地区、北地区の3地区、平成31年度から市内全域での分別収集を開始することで検討を進めています。

5 生ごみ減量施策について

平成18年度に開始した生ごみの分別収集については、生ごみを堆肥化する大型生ごみ処理機のリース期間の終了に伴い、費用対効果の検証をした結果、平成29年度をもって終了することといたしました。

(1) キューロを中心とした生ごみ処理機の普及促進

近年、キューロと呼ばれる非電動式の生ごみ処理機が注目されています。

そのため、本市では、市内のNPO法人と協力し、キューロモニターの実施、市役所西庁舎及び全公民館への実演展示をすることにより、キューロの普及を促進します。

(2) 生ごみ減らし隊

生ごみの減量や資源化に取り組んでいる世帯、また、今後取り組む世帯を募集し、「生ごみ減らし隊」として登録いただく制度を10月から開始しました。登録した世帯には、「生ごみ減らし隊ステッカー」を配布し、各々の取り組みに対するアドバイスやイベントの案内をするなど、生ごみの減量を実践していただくよう協力をお願いしていきます。



6 市民への周知について

はだのクリーンセンター1施設体制への移行の必要性及び家庭ごみ有料化の検討開始に向けて、平時から計画の推計値と実績の達成状況等を広く市民に周知できるよう取り組んでまいります。

これまでは、全地区を対象とした廃棄物減量等推進活動説明会や年4回発行しているごみ減量通信、イベントでの説明を中心に、啓発をしていましたが、平成37年度末までのごみの減量が急務である現在の状況から、今までの出前講座の依頼を受けて説明をする方法から、今年度は、民生委員・児童委員連絡協議会、また、秦野市農業協同組合の各地区の女性部会、市内こども園の保護者会などの集まりに出向き、ごみ減量の緊急性を伝えています。

さらに、広報はだの9月15日号でも、ごみ減量の緊急性を中心に特集号を組んでいます。

今後も、積極的に地域に入り、さまざまな団体の会議でお時間をいただくなど、ごみの減量・資源化の必要性、緊急性についてご説明させていただき、ご理解ご協力をお願いしてまいりたいと考えております。